

宮崎県公共事業景観形成指針

平成22年3月

宮 崎 県

目 次

はじめに	1
1 公共事業景観形成指針の適用範囲	2
2 基本的事項	2
(1) 景観形成の基本理念	2
(2) 法令等の遵守と公共施設管理者からの積極的な取組	3
(3) 意識の醸成と人材育成	3
(4) 環境の保全と向上	3
(5) 地域の特性を生かし、活性化につなげる	4
3 段階別配慮事項	5
(1) 構想段階	5
(2) 計画段階	5
(3) 設計段階	5
(4) 施工段階	6
(5) 維持管理段階	7
4 共通指針	8
(1) 法面	8
(2) 擁壁	8
(3) 護岸	8
(4) 防護柵	8
(5) 舗装	9
(6) 標識・公共広告物	9
(7) 照明施設	9
(8) 植栽・緑化・緑地保全	10
(9) 占用物・設備類・その他工作物等	10

5	施設別指針	11
(1)	道路	11
(2)	橋梁	12
(3)	河川	12
(4)	公園・緑地	13
(5)	港湾・漁港	13
(6)	海岸	13
(7)	ダム・堰堤	14
(8)	急傾斜地崩壊対策施設	14
(9)	用地造成	15
(10)	公共建築物	15
(11)	農地整備	16
(12)	森林整備	16

はじめに

道路、公園などの公共施設や博物館、図書館などの公共建築物は、地域における重要な社会基盤であると同時に、地域の景観の基盤となるものである。

しかしながら、戦災復興から高度経済成長期は、社会基盤を早く、安く、大量に整備することが求められた時代であり、経済性や効率性を優先した整備が進められてきたため、周辺の景観に十分配慮した整備が行われているとは言い難い状況にあり、一部は地域景観の阻害要因となっているものもある。

こうした中、国において平成15年に「観光立国行動計画（観光立国関係閣僚会議）」や「美しい国づくり政策大綱（国土交通省）」、「水とみどりの“美の里”プラン21（農林水産省）」が策定され、わが国の美しい自然との調和を図りつつ整備し、次の世代に引き継ぐという理念の下、良好な景観の保全・形成を総合的かつ体系的に推進するための法律の整備などが進められることとなり、平成16年12月には、我が国で初めての景観についての総合的な法律となる景観法が施行された。

景観法では、良好な景観は、美しく風格のある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なものであることにかんがみ、国民共通の資産として、現在及び将来の国民がその恵沢を享受できるよう、その整備及び保全が図られなければならないとしており、地方公共団体は、その区域の自然的社会的諸条件に応じた施策を策定し、実施する責務を有するとされている。

このようなことから、全国に先駆けて、沿道修景美化条例を制定して以来、良好な沿道景観の保全・創出に努め、郷土の美化を推進し、開発を進めながらも自然を敬い、生かしてきた本県においても、景観法の制定を機にこれまで以上に景観形成に取り組むべく、平成19年4月に「宮崎県景観形成基本方針」を策定したところである。

宮崎県景観形成基本方針では、景観は自然と人々の生活の有り様によって左右されるものであり、私達一人ひとりが地域の魅力を高めるために何をどうすれば良いのかを考え、行動することで、「宮崎の景観」が守られ、生まれ、また新たに生み出されていくものであるとしている。

宮崎県公共事業景観形成指針は、宮崎県景観形成基本方針が目指す「自然と人々の生活が融合した“美しいみやざき”の創造」に向け、自ら率先して良好な景観形成の先導的な役割を果たすべく、公共事業を実施する際の景観形成のあり方と方向性を示したものである。今後はこの指針を適用した公共事業が進められることにより、住民の愛着と誇りの共有のもとに、地域固有の景観を生かした魅力的な地域づくりにつながっていくことを期待する。

1. 公共事業景観形成指針の適用範囲

道路、公園などの公共施設や博物館、図書館などの公共建築物は地域のシンボルとなりうるものであり、周辺の景観に与える影響は非常に大きなものである。

このようなことから、宮崎県公共事業景観形成指針は、県が実施する全ての公共事業（公共施設のほか、公共の用に供する建築物又は工作物を整備する事業）について適用するものとする。

なお、景観重要公共施設に位置づけられた公共施設の整備及び占用許可等は景観計画に即して行うものとするが、景観重要公共施設の整備に関する事項及び占用許可等の基準に定めのない事項については本指針によるべきものとする。

また、良好な景観形成は事業主体や施設管理者の立場の違いを超えた一体的な取組が重要であることから、県は広域行政の担い手として、国の機関や市町村も含め、対象となる公共事業を実施する者に対し、景観形成に対する意識改革や人材育成に努めるとともに、宮崎県公共事業景観形成指針に即した取組を求めるものとする。

2. 基本的事項

本県における良好な景観保全・創出を図るため、公共事業の実施に当たり配慮すべき基本的事項を示す。

(1) 景観形成の基本理念

公共施設や公共建築物は、その地域に何十年と存在し続け、地域住民の生活を支える基盤となるものであることから、地域にあった整備水準・内容とすることはもちろんのこと、構想段階から周囲との調和や景観への配慮に努めるなど、公共施設や公共建築物そのものの質向上に取り組んでいく必要がある。

ア 良好な景観形成を進めるにあたっては、風景に刻まれた土地の記憶や地域の景観資源を尊重し、自然と街の関係性を生かした調和のとれた景観づくりを目指すのみならず、基本的な姿勢として、常に地域の景観の全体像（グランドデザイン）を思い描く視点を持たなければならない。

イ 公共施設による景観は周辺景観に対して少なからぬ影響を及ぼすことを心にとめ、施設そのものが長期間に渡り安全に使用できることは言うまでもなく、その景観も50年後、100年後の評価に耐えられるものとなるよう景観への配慮や、公共施設そのものの質的向上を図るよう努める。

ウ 良好な景観の保全・創出の取組について、公共事業を実施する際の特別なグレードアップとして実施するのではなく、原則として実施すべき要素の一つとして位置づける。

エ 良好な景観の形成は、新たに良好な景観を創出することのみならず、現にある良好な景観を保全することを含むものであることを旨として行う。

(2) 法令等の遵守と公共施設管理者からの積極的な取組

公共施設や公共建築物が地域の景観に対して重要な要素であることにかんがみ、景観法などの各種法令の遵守はもとより、景観重要公共施設制度の積極的な活用に努めるなど、公共施設管理者の立場から積極的に景観形成に努める必要がある。

ア 景観法など各種法令や各自治体の条例等に基づき指定された地区等では、法令や条例等を遵守することはもちろんのこと、それらの規制等の措置と相まって事業を実施することにより、地域の特性を生かした良好な景観形成に努める。

イ 景観重要公共施設となり得る特定公共施設の管理者は、景観行政団体に対して、当該公共施設を景観重要公共施設として位置づけ、景観計画に整備に関する事項や占用許可等の基準を定めることを要請したり、既に景観重要公共施設として位置づけられた公共施設の管理者についても、景観行政団体に対して、景観計画に定められた事項の追加又は変更を要請するなど、公共施設管理者の立場から積極的に景観形成を進めるよう努める。

(3) 意識の醸成と人材育成

良好な景観の形成には、住民一人ひとりの景観意識の醸成を図るとともに、住民のみならず行政職員も含めた景観づくりの担い手となる「人」の育成・支援やその人々が連携して活動しやすいよう、景観づくりのネットワーク形成に努める必要がある。

ア 良好な景観とは、単に視覚的な面だけでなく、住民がその地域に愛着と誇りを持ち、守り育てることによって初めて形成されるものであることから、地域固有の景観特性を尊重するとともに、住民、事業者、市町村等の幅広い主体の参加と合意を得るよう努める。

イ 景観づくりは多様な分野の人々が相互に関連して進めていくものであることから、公共事業をきっかけとして、多様な分野・立場の人々によるネットワークを構築し、地域への関心・意識を高めるとともに、景観づくりの担い手を育成するよう努める。

(4) 環境の保全と向上

豊かな自然環境は、多種多様な生物を育む貴重な資源であることから、生態系に配慮した自然環境の保全に努めるとともに、都市部においては、街路樹や花木の植栽の植栽や憩いの空間につながるオープンスペースの創出に取り組むなど、魅力ある公共空間の創出に努める必要がある。

ア 地球環境問題が叫ばれる中、現代に生きる我々が、この貴重な環境を次世代に引き継ぐためにも、住民・事業者・行政が一体となって、景観形成が地球環境の向上につながるものとなるよう努める。

イ 宮崎の温暖な気候と豊かな自然環境は、人々に潤いと安らぎを与える源であり、さらには、多様な動植物の生息地ともなっていることから、自然や生態系への影響を最小限にとどめるなど、自然環境に配慮することにより自然景観の保全に努める。

ウ 都市における潤いのある緑豊かな生活環境を確保し、豊かさゆとりを実感できる生活環境を実現するため、都市公園等の整備を積極的に進めるとともに、地域住民や関係諸団体の積極的な参加と協力による緑地の保全及び緑化の推進など、総合的な都市緑化施策の推進に努める。

エ 環境面をはじめとした緑のもつ多様な効果が複合的・効率的に発揮されるよう、道路・河川・公園緑地などが連携し、連続した緑や、結節点での緑の拠点の形成を進めるなど、効率的・効果的に緑を生み出してゆき、自然共生型のまちづくりの推進に努める。

(5) 地域の特性を生かし、活性化につなげる

人々の営みや生業とともに育まれてきた農山漁村の景観や歴史的趣の残る景観などは、住民が共有する原風景となっていることから、自然環境や歴史的建造物等を保全するとともに、地場産材や伝統技術の利活用に努めるなど、地域特性に配慮した整備を行う必要がある。

ア 景観づくりは地域づくりであると捉え、景観形成の取組を通じて地域が活性化し、交流人口の増加や観光産業の振興に繋がるよう、賑わいやもてなしの空間・環境づくりに努める。

イ 無機質で画一的な印象とならないよう、地場産材等の積極的な利用を図るなど、地域の特性を生かした良好な景観形成に努める。

ウ 施設の配色やデザインについては、その施設が見えるいくつかの視点場を想定し、各視点場からどのように見えるかを把握したうえで、周辺環境に配慮し、調和することを基本に検討するものとする。

また、既存の施設についても、塗り替えを行う際に、周辺の環境色と調和した色彩とするなど、周辺の景観と調和するよう努める。

エ 人々の営みや生業とともに育まれてきた集落や田畑、住民により守りつがれてきた民族文化などが醸し出す景観は、住民が共有できる原風景となっていることから、地域の風土、風景の特徴を読み取り、周辺の景観に調和するよう努める。

オ 神話・伝承ゆかりの地や古墳群のような古代の息吹をそのまま伝える貴重な文化的遺産、時代とともに形成されてきた町並みが残されている地域においては、地域固有の風情、情緒、たたずまいといった歴史的風致を損なわないよう努める。

3. 段階別配慮事項

公共事業を進めるにあたって、構想段階、計画段階、設計段階、施工段階、維持管理段階の各段階において配慮すべき事項を示す。

なお、各段階で検討した事項については、構想段階から維持管理段階に至るまで、その思想を引き継いでいくものとする。

(1) 構想段階

ア 景観形成にあたり配慮すべき事項や景観形成の目標像を定めるために必要な情報を得るため、現地踏査を行うとともに必要に応じて文献調査を行う。

イ 現地踏査では、景観資源の分布状況、地形、生態系、景観保全上重要な視点場からの視認性、空間の利用状況等、良好な景観の保全・創出の観点から留意すべき事項について調査する。

ウ 景観は視点場と視対象の距離によって、「遠景」「中景」「近景」という景観スケールを創り出すことから、3つの景観スケールにおいてどのように見えるかを理解したうえで、景観形成の目標像を設定するとともに、各段階において必要となる検討事項の把握に努める。

エ 緑地やオープンスペースは景観の保全のみならず、住民の生活環境の維持向上など多くの機能を有していることから、景観上保全すべき箇所の把握したうえで、新たに確保すべき緑地やオープンスペースについて、構想段階から戦略的に検討するよう努める。

オ 現に良好な景観が保全されている地域において実施する事業や、規模が大きく景観への影響が大きな事業などについては、構想段階から幅広く情報提供を行い、住民等の意見や提案を聴取するよう努める。

(2) 計画段階

ア 対象となる施設とその周辺景観との関係を考慮したうえで、景観形成の基本的な考え方や方向性を定め、その場所に適した施設の規模、配置及び工種を選定する。

イ 良好な景観は国民共通の資産であるという景観法の基本理念にかんがみ、計画の初期段階から幅広い主体の参加により良好な景観の保全・創出に向けた合意形成が図られるよう住民等への情報提供を行い、意見や提案を聴取するよう努める。

(3) 設計段階

- ア 公共施設が目的とする機能性及び安全性を確保しつつ、将来的な維持管理も念頭においたうえで、周囲の景観に調和した設計を行う。
- イ 公共施設の整備は、景観の基盤ともいえ、周辺の景観に与える影響は非常に大きいことにかんがみ、必要に応じて事業実施後の景観を模型やコンピューター・グラフィックス等を用いて、その影響を評価するとともに、説明会の開催等により周辺住民との十分な合意形成に努める。
- ウ 設計段階では構想段階及び計画段階で合意された景観整備の方針が確実に盛り込まれていることを確認するとともに、景観整備の方針が施工段階、維持管理段階に継承されるよう必要な措置を講じるものとする。
- エ 設計にあたっては、当該事業対象地の条件に類似する事例を参照して経年変化等の予測を行う。ただし、具体的な設計の内容・方法は地域毎の景観特性によって異なるため、デザインの短絡的な引用は避けるものとする。

(4) 施工段階

- ア 発注者、施工者及び設計者は当該事業に関して、構想段階から設計段階までの過程で合意された景観整備の方針が継承されるよう、お互いに意思疎通を図り、景観形成に関する共通認識を持つよう努める。
- イ 施工にあたっては、供試体を設置するなどして、当該環境下における対象物の実際の見え方や印象を確認するとともに、必要に応じて一定の期間継続して設置することによる見え方の変化や汚れ・劣化等の確認や予測を行う。
- ウ 新しい技術や現在では殆ど行われていない伝統的工法等による施工を行う場合は、実際に用いる施設・構造物等の試験施工を行い、現地での適応性やその効果等を確認する。
- エ 施工の容易さなどの理由から安易に設計が変更され、構想段階から設計段階までの過程で合意された景観整備の方針が損なわれることが無いよう留意するものとする。
- オ 維持管理、清掃活動等に関して住民等の幅広い主体の参加が得られるよう、情報提供や協働の促進に努める。
- カ 公共事業の施工段階で必要となる仮囲いや仮設備等の設置、建設資材等の仮置きについては工事期間中の一時的なものであるものの、装飾性の強いデザインや色彩を避けるなど周辺の景観に配慮する。
- キ 事業完了時はもとより、事業の途中段階においても、利用者や施設管理者の視点も踏まえつつ、それまでの景観形成の取組を振り返り、その成果と課題を明らかにすることによって、今後の整備手法の改善や同様の事業に対する応用、さらには維持管理段階の取組に役立てていくものとする。

(5) 維持管理段階

- ア 構想段階から施工段階までの過程で継承されてきた景観整備の方針に基づき、適切な維持管理に努める。
- イ 時間的経過とともに、気象条件あるいは人為的な行為によって、施設等の劣化、破損、変形等が生じた場合は、構想段階から施工段階までの過程で継承されてきた景観形成の方針が損なわれたり、周辺景観との不調和が生じないように復旧を行う。
- ウ 良好な景観とは、単に視覚的な面だけでなく、住民がその地域に愛着と誇りを持ち、守り育てることによって初めて形成されるものであることから、公共施設の維持管理、清掃活動等に関して、住民、事業者、市町村等の幅広い主体の参加が得られるよう努める。
- エ 施設等の統廃合に伴い遊休化した施設については、景観の阻害要因となりやすいことから、施設の利活用を促進するとともに、利活用が見込めないものについては、解体・撤去や修景を施すよう努める。

4. 共通指針

公共施設における良好な景観の形成を図るため、共通する項目について配慮すべき事項を指針として以下に示す。

(1) 法面

ア 法面の発生は景観に与える影響が大きいことから、可能な限り地形の改変を避け、法面の回避・縮小を図るとともに、既存樹木の保全を図るよう努める。

イ 法面が発生する箇所では、法面と自然地形とのスムーズな連続性を確保することにより、植生に覆われ、最終的に自然が回復して地域の景観・環境の中に埋没していくように整備するよう努める。

(2) 擁壁

ア 擁壁は法面に代替する構造物として、法面の面積を減らす効果がある一方、擁壁部には将来的に自然が回復することはないことから、その設置にあたっては、十分な検討を行う。

イ 圧迫感や景観との違和感を避けるため、シンプルな形態や調和する材料の使用に努めるとともに、植栽や表面処理等により、目立たないものとなるよう努める。

(3) 護岸

ア 護岸の構造、形態、意匠及び素材については、周辺の景観と調和させるとともに、生態系の保全を図るよう努める。

イ 護岸の法勾配は、河床幅や護岸の見え、周辺地形とのなじみ方などを総合的に検討して決定する。

(4) 防護柵

ア 防護柵の設置を必要としない構造の検討や景観に優れた施設（縁石や駒止め、植樹帯）による代替の可能性を検討する。

イ 防護柵は施設本来の機能を満足させる構造的合理性に基づいたシンプルな形状とする。

ウ 防護柵自体が風景の一部として違和感なく存在し得るような形状とするとともに、良好な景観形成に配慮した適切な色彩とする。

エ 照明柱、標識柱等の道路付属物や、信号柱等の道路占用物など近接する施設との景観的調和に努める。

オ 歩行者の利用が多い場所においては、防護柵の手触り感の向上等、人が身体感覚的に受け入れやすいよう配慮する。

カ 眺望点などの転落防止柵については、視点場の構造等の工夫により、設置範囲を最小限とするとともに、眺望を阻害しない位置に設置するよう努める。

(5) 舗装

- ア 舗装の材料及び色彩は、その場所の空間イメージを醸し出す重要な要素となることから、地域の特性に配慮し、周辺景観と調和したものとなるよう努める。
- イ 舗装デザインは、歩行空間としての連続性に配慮するとともに、周辺景観から浮き立った印象とならないよう、落ち着いたデザインとなるよう努める。
- ウ 地下埋設工事に伴う舗装の復旧や舗装の維持補修においては、従前の舗装と違和感が生じないよう配慮するものとし、占有者に対しても同様の取組を求めるものとする。

(6) 標識・公共広告物

- ア 視認性の確保は勿論、多量の情報表示による板面の煩雑化や、標識類の乱立による景観の悪化等を防ぐ観点から、標識類の整理統合を図るとともに、設置数とその情報量が必要最小限のものとなるよう努める。
- イ 形態、意匠、素材、色彩等を工夫することにより、地域の特性や周辺景観と調和するように配慮する。
- ウ 公共施設等に設置するサインは、統一されたデザインとするとともに、施設と調和したものとする。

(7) 照明施設

- ア 照明施設の使用目的や立地条件に応じて、一体的な連続性が感じられる光色や明るさ感となるよう、最適な光源と照明器具を選択するよう努める。
- イ 照明施設は、その高さや形状、複数で林立する姿などから、地域の景観を決定づける大きな要素となるので、昼間の景観を損なわないよう照明器具やポールのデザインなどには十分な配慮を行う。
- ウ 照明ポールをはじめとする各種施設の乱立は景観を阻害する要因となるので、施設管理者と十分に協議の上、各種機能の集約化に努める。

(8) 植栽・緑化・緑地保全

- ア 景観法に基づく景観重要樹木など、地域の自然、歴史、文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有する樹木については、その優れた外観が損なわれないよう適正に管理するよう努める。
- イ 既存樹木については、保存・移植等による保全に努めるとともに、植栽にあたっては自然の植物、地域の特性等に配慮するとともに、民有地やその他周辺の緑との調和や共存を図り、地域として緑の質的量的向上を図るよう努める。
- ウ 潤いと安らぎのある公共空間の創出を図る観点から、緑地の保全・創出に努める。
- エ 植栽については、育成、維持、更新の各段階でそれぞれ必要となる管理行為を着実にを行い、長期的、定期的、安定的な維持管理に努める。
- オ 健全で恵み豊かな自然の維持が生物の多様性の保全に欠くことのできないものであることから、多様な自然環境が地域の自然社会的条件に応じて保全されるよう努める。

(9) 占用物・設備類・その他工作物等

- ア 公共用地における占用物、設備類、その他工作物等の位置、形態意匠及び色彩は、周辺の景観との調和や他の構造物との統一性に配慮する。
- イ 記念碑、記念塔、記念像等のモニュメントは、目立ちやすい形状、色彩となりがちであることから、周辺の景観を阻害する要因とならないよう十分な検討を行う。

5. 施設別指針

公共施設における良好な景観の形成を図るため、施設別に配慮すべき事項を指針として以下に示す。

(1) 道路

道路はそれ自体が構造物として見られる対象である以前に、美しい風景を体験する重要な視点場となり、特に市街地ではほとんどの景観は道路を視点場としたものとなっている。

本県は、このような道路景観の特性に注目し、全国に先がけて沿道における自然景観の保全や樹木等の保護ならびに花木類の植栽による修景に取組、その成果を観光宮崎の発展に生かしてきた。

道路の整備にあたっては、このような特徴を理解したうえで、自然環境への影響を最小限になるよう努めるなど、地域の特性や周辺の景観との調和に配慮する必要がある。

- ア これまで守り育ててきた沿道の優れた自然景観や樹木等を保全するとともに、花木類の植栽による修景を行い、美しい沿道空間の創出に努める。
- イ 地域景観の基盤をなす地形を尊重することにより、道路線形を地形に馴染ませることで、地域景観への影響を最小限にとどめるよう努める。
- ウ 道路は視点場であると同時に眺められる対象でもあることから、内部景観（道路敷地内から眺めた景観）ばかりでなく、外部景観（道路敷地外から眺めた道路自体の景観）にも配慮する。
- エ 自動車利用者と歩行者では景観に対する印象が異なるとともに、求められる質も異なることから、道路利用者の多様性を考慮した景観への配慮が必要である。
- オ トンネルにおいては、抗口部における地形の改変を最小限に抑え、自然・植生の復元が可能な形式・工法を選定するなど、周辺と調和した景観となるよう努める。
- カ 林立する電柱や電線は、良好な景観を阻害する大きな要因の一つであることから、道路敷地内への占用は原則として避けるとともに、関係行政機関及び関係事業者と調整を図りながら、電線類地中化の一層の推進に努める。
- キ 街路樹は都市部における活力や潤いのある景観形成やアメニティー（快適性）等に大きな影響を与えるものであることから、地域の特性及び周辺の景観と調和した樹種の選定等に努める。
- ク 道路の改良等によって生じた残地等については、不要な防護柵等の撤去を行うとともに、盛土による修景を施すなど、景観の阻害要因とならないよう配慮する。

(2) 橋梁

橋梁は河川等の周辺景観の視点場となるだけでなく、それ自体が地域の象徴となりうるものであり、地域景観に与える影響も大きい。

橋梁の整備にあたっては、このような特徴を理解したうえで、構造物そのものの自体の美しさを重視するとともに、周辺景観との調和に配慮する必要がある。

ア 橋梁形式の選定にあたっては、背景となる周辺景観との調和に配慮しつつ、機能的・構造的必然性を重視し、過度な装飾を避けたシンプルなデザインとする。

イ 橋梁に塗装を施す場合の色彩については、色の持つ心理的効果も考慮しつつ、背景となる周辺景観との不調和を生じないよう努める。

ウ 照明施設、添加物等の付属物については、橋梁本体との調和を考慮し、橋梁全体として周辺の景観になじむように、形態、素材等に配慮する。

(3) 河川

河川の景観は、流域の地形、地質、植生等、様々な自然の営みと、人々の営みによって形づくられたものである。

河川の整備にあたっては、このような特徴を理解したうえで、川の働きによって形成された地形や多様な生物の生息環境の保全に努めるとともに、地域の歴史や風土に根ざした整備を行う必要がある。

ア 水際部を構造物で固定することなく、川の作用によるみお筋の変化や水際植生の回復などがある程度許容できるよう努める。

イ 現況流況の線形やみお筋が良好な自然環境を形成している場合は、現況流路を基本とした計画とし、直線化や定規断面による画一的で単調な川とならないよう努める。

ウ 河川整備にあたっては、保全すべき要素や改善すべき要素を把握し、伝統的な河川工法の採用或いは併用等も視野に入れて検討を行う。

エ 河川空間とその周辺地域を一体的に捉え、河畔林など河岸の自然環境を保全するとともに、護岸を整備する場合においても水際植生の回復等により見えが少なくなるような配慮を行う。

オ 川の働きで形成された河床の連続性を確保する観点から、床止め等の横断構造物は極力設置しないよう努める。

(4) 公園・緑地

公園・緑地は日常生活に潤いや安らぎを与えるとともに、季節の移り変わりを感じさせる空間となっている。

公園・緑地の整備にあたっては、このような特徴を理解したうえで、現存する樹木の保全・活用に努めるなど、周辺景観と調和した快適な空間を創出する必要がある。

ア 公園施設等の形態意匠及び色彩は、地域の自然、歴史、文化等の地域特性や周辺の景観との調和に努めるとともに、敷地内における施設相互の調和にも配慮する。

イ 園路、広場、休憩所、遊具等の素材は、安全面を考慮した上で、できる限り地場産の自然素材等の利用に努める。

ウ 公園・緑地の植栽は、在来樹木など地域に適した樹木を選定するとともに、既存植生の保全・活用に努める。

(5) 港湾・漁港

港湾・漁港を守る構造物はその機能性から制約条件も厳しく、配置及び規模についての配慮は一般的に困難であるが、港湾・漁港は様々な陸上交通が発達する以前から物流や人々の交流拠点として重要な役割を果たしてきた。

港湾・漁港の整備にあたっては、このような特徴を理解したうえで、歴史的施設の保全・活用を図るなど、周辺景観と調和した快適な空間を創出する必要がある。

ア 防波堤、護岸等施設については、形状や材料・素材等の工夫により、圧迫感の軽減に努めるなど、周辺の景観との調和に配慮する。

イ 陸上部のオープンスペースの整備にあたっては、市街地から港の水面に視線が通るように軸線を合わせるなど、市街地と臨港空間の連続性に配慮する。

(6) 海岸

気象・海象条件や地形条件等により形成される砂浜や岬・汀線等の海岸地形、海岸を取り巻く自然地形並びに植生等は、それぞれの海岸によって異なり、他に二つとない地域の個性・魅力である。

海岸の整備にあたっては、このような特徴を理解したうえで、当該海岸及び背後地域の持つ本来の自然環境の保全に努めるなど、周辺の景観との調和に配慮する必要がある。

ア 当該海岸の景観を特徴づける海岸地形などの景観資源が、施設の整備によって失われたり、阻害されたりすることのないよう配慮するとともに、当該海岸から見える景観対象として積極的に取り込み、活用するよう努める。

イ 人工構造物設置を可能な限り回避あるいは規模縮小し、人工構造物が与える海岸景観への視覚的インパクトを低減するよう努める。

(7) ダム・堰堤

ダム・堰堤は治水及び利水、砂防及び治山など、地域住民の生活に重要な役割を果たしているが、自然環境の中に設置される大規模な構造物であり、景観に与える影響も大きい。

ダム・堰堤の整備にあたっては、このような特徴を理解したうえで、既存樹木の保全や植生回復に努めるなど、周辺の景観との調和に配慮する必要がある。

ア ダム・堰堤の配置及び規模は、施設本体や施設周辺における植生等の状況、周辺の土地利用の状況を考慮しつつ、地形の特徴を十分に生かして生態系など周辺環境との調和に努める。

イ ダム・堰堤とそれに付随する付替道路等の建設にあたっては、地形の改変を最小限に抑え、自然・植生の復元が可能な形式・工法を選定するなど、周辺と調和した景観となるよう努める。

(8) 急傾斜地崩壊対策施設

急傾斜地崩壊対策施設は地域住民の生命を守る重要な施設であることから、配置及び規模についての配慮は一般的に困難であるが、地域住民の生活や景観に対する影響も大きい。

急傾斜地崩壊対策施設の整備にあたっては、このような特徴を理解したうえで、既存樹木の保全や植生回復に努めるなど、周辺の景観との調和に配慮する必要がある。

ア 擁壁工の設置にあたっては、地形改変する範囲を必要最小限に留めるなど、周囲の既存植生等の保全に努める。

イ 法面は原則として緑化することとし、構造物を利用する法面工においては、緑化工法との併用に努める。

(9) 用地造成

公共施設の利用者にとって潤いやゆとりが感じられる空間を提供するためには、大規模で画一的な造成を避け、地形の特徴を十分に生かすとともに、周辺の土地利用に配慮した造成となるよう努めることが重要である。

公共施設等の用地造成にあたっては、このような特徴を理解したうえで、周辺の微地形や植生の保全に努めるなど、周辺の景観との調和に配慮する必要がある。

- ア 造成地は主要な眺望点から視認されにくい位置、配置、規模となるよう努める。
- イ 造成にあたっては、原地形をできる限り生かし、自然地形に沿った造成となるよう工夫する。
- ウ 法面の緑化や既存樹木等の保全・活用により、造成地周辺にある緑との連続性や調和に配慮する。

(10) 公共建築物

博物館や美術館、図書館、学校施設などの公共建築物は、地域の人々の生活を支える重要な建築物であり、地域のシンボルとしての役割を果たすとともに、民間建築物の景観形成において先導的役割を果たすことが期待される。

公共建築物の整備にあたっては、このような特徴を理解したうえで、形態、意匠、色彩等に配慮し、地域の自然、歴史、文化等と調和した地域に親しまれる施設となるよう整備を行う必要がある。

- ア 景観法に基づく景観重要建造物など、地域の自然、歴史、文化等からみて、外観が景観上の特徴を有する建築物については、これと一体となって良好な景観を形成している土地も含め、その優れた外観が損なわれないよう適正に管理するよう努める。
- イ 建築物の位置は、地域の良好な景観を損なうことのないよう、また、主要な眺望点からの眺望の妨げにならないよう配慮する。
- ウ 地域の風土、歴史及び文化等の地域特性や周辺の景観との調和に配慮した形態意匠及び色彩とするとともに、敷地内における建物相互の調和にも配慮する。
- エ 素材・材料については、地域の風土、歴史及び文化等の地域特性や周辺の景観との調和に配慮したものを使用するよう努める。
- オ 建築物の付帯施設等については、配置や意匠等の工夫により、建築物本体と調和するよう努める。
- カ 敷地内の緑化については、周辺にある緑との連続性に配慮した樹種を選定するなど、周辺景観と調和するよう努める。

(11) 農地整備

ほ場や農業用水路などの施設は、国土保全や生態系保全などの多面的機能を有しており、地域の農業を支える基盤であるとともに、農村景観を構成する重要な要素となっているが、その整備にあたっては、農家が費用の一部を負担し、整備後に営農活動や維持管理を行うという特徴を有している。

農地の整備にあたっては、このような特徴を理解したうえで、関係者の意向を踏まえつつ、地域の自然、歴史、文化等との調和に配慮する必要がある。

ア ほ場整備については、生産性の高い農地の創出を目的としつつ、地域の特徴的な景観要素をできる限り保全した形状とするよう努める。

イ 水路やため池の整備にあたっては、自然環境の保全や周辺の景観との調和に配慮する。

ウ 用排水機場や貯水槽、その他施設の整備にあたっては、位置、意匠、色彩及び素材等の工夫により、周辺景観と調和するよう努める。

(12) 森林整備

森林は、木材の生産のみならず、水源のかん養、土砂流出の防止、二酸化炭素吸収といった様々な公益的機能を有している。

森林の整備及び保全にあたっては、このような特徴を理解したうえで、森林の公益的機能の増進を図りつつ、地域の自然、歴史、文化等との調和に配慮する必要がある。

ア 主要な眺望点から視認される場所の伐採については、速やかに植林を行うなど、景観への影響を少なくするよう配慮する。

イ 植林にあたっては、森林の持つ多面的機能が持続的に発揮されるよう、荒廃林地の再造林や周辺の景観に調和した針広混交林などの造成に努める。

ウ 間伐や枝打ち、下草刈りなど、適切な維持管理により良好な森林が保たれるよう配慮する。